

小郡市農業委員会だより

農業委員会とは

農業委員会は「農業委員会等に関する法律」に基づいて市町村に設置される行政委員会で、公職選挙法を準用した選挙によって選ばれた農業委員と団体推薦により選ばれた農業委員により構成される組織です。農業委員は非常勤特別職の地方公務員です。

委員の任期は3年です。

農業委員の構成

選 挙		団体推薦	
小 郡 地 区	3 名	農業協同組合	1 名
三 国 地 区	3 名	農業共済組合	1 名
立 石 地 区	5 名	土 地 改 良 区	1 名
御 原 地 区	3 名	議 会 推 薦	3 名
味 坂 地 区	3 名		
小 計	17 名	小 計	6 名
合 計 23 名			

農業委員会の業務

農業委員会では、「農業委員会等に関する法律」に定められた業務を行っています。

主な業務は次のとおりです。

- ・農地の権利移動の業務
- ・農地転用の業務
- ・農地等の賃貸借解約等の業務
- ・賃借料情報の提供等の業務
- ・耕作放棄地の有効利用への業務
- ・農業者年金の業務
- ・土地改良事業の参加資格者認定の業務
- ・農地に関する証明の発行業務



農業委員会定例会の様子
定例会を月1回開催しています。

農地パトロール

農業委員会では、10月27日から10月31日の間農地パトロールを実施し、耕作放棄地の現況確認を行いました。

この調査は、優良農地の確保と有効利用を図るため、全国一斉に行われています。

耕作放棄地発生の原因には、農業者の高齢化・相続での地主不在・担い手不足など様々な原因があり、解決には難しいものがあります。しかし、耕作放棄された農地には雑草が茂り、周囲の優良な農地に迷惑をかけてしまいます。

農業委員会としては、今後も農地パトロール等を行う事によって、耕作放棄地の解消に努めるとともに、改善・指導を行っていきます。

視察研修

平成23年11月7日、久山町の久山ファーム「農業体験農園」において視察研修を行いました。

農業体験農園は、市民農園のように農地を区画ごとに貸し出すものではなく、耕作の主体は農園主であり、入園者は農園主の指示にしたがって農作業を行うという、農園者と利用者が一体となって農業を行うもので、今後の小郡市農業振興対策の一つとして参考になりました。



農家の方へのお知らせ

平成 24 年度は農業委員の改選があります。 農業委員会委員選挙人名簿登録申請を忘れずに！

毎年、1 月 1 日現在で市内に住所を有する人のうち、名簿登載要件（耕作面積 10a 以上など）を満たしている人の申請によって、農業委員会委員選挙人名簿が作成されます。

12 月に農業委員会委員選挙人名簿登録申請書が配布されます。必要事項を記入の上、提出してください。

今回の選挙人名簿登録申請により作成された選挙人名簿を基に、任期満了（平成24年7月14日）を迎える農業委員の選挙が実施されます。そのため、選挙人名簿登録申請を忘れてしまうと、農業委員会委員選挙において投票することができませんので、ご注意ください。

農地の無断転用はやめましょう

農地転用とは農地を農地以外のものに変えることをいいます。

例えば

- ・農地を住宅や事務所の用地、駐車場、資材置場にする。
- ・工事のために一時的に農地を資材置き場や残土処理場として使用する。

農地を農地以外に利用する場合には、法律に基づいて許可申請や届出など一定の手続きが必要になりますので、事前に農業委員会窓口にご相談ください。

相続等によって農地の権利を取得したときは、農業委員会への届出が必要です

届出が必要な方は、農地法の許可を要せずに以下の理由等で農地の権利を取得した場合です。

- ・相続（遺産分割・包括遺贈を含む）
 - ・法人の合併・分割
 - ・時効
- } 等

農地の権利取得（所有権移転等）にあたっての下限面積について

平成 23 年 7 月開催の小郡市農業委員会総会において審議した結果、下限面積は農地法で定める基準の通り 50 a（アール）と決定しました。

下限面積とは、農地法第 3 条の許可要件の一つであり、農地の権利を取得するには、取得しようとする農地を含め、耕作する農地の面積が 50 a（アール）以上必要となっています。

農業者年金に加入しませんか

○農業者の方なら広く加入できます

60 歳未満の国民年金第 1 号被保険者であって年間 60 日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。

○少子高齢化時代に強い年金です

自ら積み立てた保険料とその運用益により年金額が決まる「積立方式」の年金です。

○終身年金で 80 歳までの保証つきです

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が 80 歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金として遺族に支給されます。

○公的年金ならではの税制上の優遇措置があります

支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税になります。

○農業の担い手には、手厚い政策支援（保険料の国庫補助）があります

認定農業者で青色申告をしているなど、農業の担い手となる方には、国から月額最高 1 万円の保険料補助があります。

【問い合わせ先】 小郡市農業委員会事務局 ☎ 72-2111 内線 632